

## 第5回厚生小委員会 次第

日 時：平成15年12月18日 午後3時00分から

場 所：一宮地場産業ファッションデザイナーセンター2階 第1会議室

### 1 開会

### 2 議題

#### (1) 協議事項

- |          |                  |       |
|----------|------------------|-------|
| 協議厚生第5号  | 高齢者福祉事業について      | (資料1) |
| 協議厚生第10号 | 保育事業について         | (資料2) |
| 協議厚生第11号 | 国民健康保険事業の取扱いについて | (資料3) |
| 協議厚生第12号 | 障害者福祉事業について      | (資料4) |
| 協議厚生第13号 | その他の福祉事業について     | (資料5) |
| 協議厚生第14号 | 病院事業について         | (資料6) |
| 協議厚生第15号 | 使用料、手数料等の取扱いについて | (資料7) |
| 協議厚生第16号 | 補助金、交付金等の取扱いについて | (資料8) |

#### (2) 提案事項

- |          |                |       |
|----------|----------------|-------|
| 協議厚生第17号 | 公共的団体等の取扱いについて | (資料9) |
|----------|----------------|-------|

### 3 その他

- |               |        |
|---------------|--------|
| 厚生小委員会の日程について | (資料10) |
|---------------|--------|

### 4 閉会

## 高齢者福祉事業について（協定項目第23-11号）

高齢者福祉事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	高齢者福祉事業
調整方針	<p>(1) 在宅老人介護用品給付事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、支給限度額は年60,000円とする。</p> <p>(2) ねたきり老人等見舞金給付事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。</p> <p>(3) 生きがい活動支援通所事業は新市において一定期間内に調整する。</p> <p>(4) 軽度生活援助事業は合併時に一宮市の事業に合わせる。</p> <p>(5) 配食サービス事業については合併時に事業を再編する。おおむね65歳以上のひとり暮らしの方（病弱な高齢者世帯を含む）に昼食を原則週7日配達し、利用者の負担金は1食250円とする。事業者への委託金額は1食につき650円から利用者負担金を引いた400円とする。</p> <p>(6) 訪問理美容サービス事業は合併時に事業を再編する。対象者はおおむね65歳以上の在宅でねたきりの高齢者とし、年6回利用可能とする。利用者負担金を1回あたり1,000円とし、事業者への委託金額は1回あたり3,700円から利用者負担金を引いた2,700円とする。</p> <p>(7) 単位老人クラブ補助金及び老人クラブ連合会補助金は新市において一定期間内に調整する。その際、補助金の内容及び金額について見直し、体系を整理する。</p> <p>(8) 敬老会事業については新市において一定期間内に調整する。</p> <p>(9) 基幹型在宅介護支援センターについては木曾川町の事業に合わせ実施する。なお、設置場所については合併時までに調整する。</p> <p>(10) 敬老金支給事業については合併時に事業を廃止し、高齢者慰問事業については合併時に一宮市の事業に合わせる。</p>

協議状況	
提案	平成15年10月20日
協議	平成15年12月18日
確認	平成 年 月 日

## 保育事業について（協定項目第23-13号）

保育事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	保育事業
調整方針	<p>(1) 保育料については、一宮市の保育料に合わせる。ただし、木曾川町については経過措置として17年度から19年度にかけての3年間で階層間の増額分を段階的に調整する。</p> <p>(2) 保育時間については、市民サービスの観点から公立の保育所について尾西市、木曾川町の保育時間を見直し、一宮市の制度に合わせる。</p>

協議状況	
提案	平成15年10月30日
協議	平成15年12月18日
確認	平成 年 月 日

## 国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目第20号）

国民健康保険事業の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	国民健康保険事業の取扱い
調整方針	国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、速やかに統一・調整するものとする。 ただし木曾川町の医療保険分の税率については段階的に引き上げ、3年間で調整するものとする。

協議状況	
提案	平成15年11月25日
協議	平成15年12月18日
確認	平成 年 月 日

## 障害者福祉事業について（協定項目第23-10号）

障害者福祉事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	障害者福祉事業
調整方針	<p>(1) 障害者手当給付事業については、合併時に現行の尾西市の支給対象者に被爆者健康手帳所持者を加えた制度に統一する。ただし、現行制度受給者に対しては、2年間現在の給付水準を維持する。</p> <p>(2) 支援費事業の利用者負担額については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、障害児のデイサービスについては、すべての階層で0円とする。</p> <p>(3) 補装具自己負担額給付事業と日常生活用具自己負担額給付事業については、合併時に一宮市及び木曾川町の事業に合わせる。</p> <p>(4) 福祉タクシー事業については、合併時に一宮市の事業に合わせる。ただし、福祉タクシー料金助成とリフト付タクシー料金助成の区別をなくし、初乗り料金以内の助成とする。</p> <p>(5) 身体障害者配食サービス事業については、合併時に事業を再編する。ひとり暮らしの障害者（障害者のみの世帯等含む）に昼食を原則週7日配達する。1食650円とし、うち利用者の負担は1食250円とする。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月25日
協議	平成15年12月18日
確認	平成 年 月 日

## その他の福祉事業について（協定項目第23-15号）

その他の福祉事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	その他の福祉事業
調整方針	<p>(1) 民生委員児童委員については、原則として合併時に一宮市の事業に合わせるものとする。</p> <p>(2) 乳幼児医療費助成事業については、合併時に助成対象、助成内容等が異なる場合には、住民に対する高福祉の観点から統一する。</p> <p>(3) 心身障害者医療費助成事業、母子家庭等医療費助成事業、老人保健医療給付事業については2市1町同じ事業のため現行のとおりとする。</p> <p>(4) 精神障害者医療費助成事業、福祉給付金支給事業については一宮市の事業に合わせるものとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月25日
協議	平成15年12月18日
確認	平成 年 月 日

## 病院事業について（協定項目第23-17号）

病院事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	病院事業
調整方針	<p>(1) 一宮市、尾西市、木曾川町が設置している病院については、基本的に現行のとおり新市に引継ぎ、名称については〇〇市立市民病院、〇〇市立市民病院今伊勢分院、〇〇市立尾西市民病院、〇〇市立木曾川市民病院とする。</p> <p>(2) 慣行料金については、合併時に統一するものとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月25日
協議	平成15年12月18日
確認	平成 年 月 日

## 使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目第15号）

使用料、手数料等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	使用料、手数料等の取扱い
調整方針	<p>(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。</p> <p>(2) 手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月25日
協議	平成15年12月18日
確認	平成 年 月 日



## 補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目第17号）

補助金、交付金等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	補助金、交付金等の取扱い
調整方針	<p>補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。</p> <p>(1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>(3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月25日
協議	平成15年12月18日
確認	平成 年 月 日

## 公共的団体等の取扱いについて（協定項目第16号）

公共的団体等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	公共的団体等の取扱い
調整方針	<p>公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(3) 独自の団体は、現行のとおりとする。</p>

協 議 状 況	
提 案	平成15年12月18日
協 議	平成 年 月 日
確 認	平成 年 月 日

## 厚生小委員会の日程について

今後予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
6	1月22日（木）午後3時	一宮地場産業ファッションデザインセンター 2階 第1会議室
7	2月19日（木）午後2時	尾西市商工会館 3階 研修大ホール

協 議 附 属 資 料

<協議厚生第10号 23-13 保育事業>

平成15年12月18日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会  
厚生小委員会

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

厚生部会 福祉分科会

協議項目	保育事業			
調整方針（案）	(1) 保育料については、一宮市の保育料に合わせる。ただし、木曾川町については経過措置として17年度から19年度にかけての3年間で階層間の増額分を段階的に調整する。 (2) 保育時間については、市民サービスの観点から公立の保育所について尾西市、木曾川町の保育時間を見直し、一宮市の制度に合わせる。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 保育所	1. 保育所数及び定員 ・公立 35カ所 定員4,895人 ・私立 12カ所 定員1,650人 2. 保育料 別添資料1 3. 保育時間 (公立12カ所) 月～金 7:30～19:00 土 7:30～17:00 (公立23カ所) 月～金 8:00～18:00 土 8:00～13:00 (私立) 各園により若干の差異有 月～金 7:00～19:00 土 7:00～18:00 4. 入所基準 (1) 外で働いている方 (2) 内職をしている方 (3) 自営業を営む方（手伝いを含む） (4) 農業を営む方（手伝いを含む） (5) 出産前後の方 (6) 病気で治療中の方（通院・入院） (7) 障害のある方 (8) 家族の病人等の看護に当たっている方 5. 延長保育 ・公立12カ所、私立10カ所で実施 ・利用料は利用1回につき100円 6. 保育料等の徴収方法 原則、口座振替	1. 保育所数及び定員 ・公立 11カ所 定員1,410人 ・私立 1カ所 定員 60人 2. 保育料 別添資料2 3. 保育時間 (公立4カ所) 月～金 7:30～19:00 土 7:30～14:00 (公立7カ所) 月～金 7:30～18:00 土 7:30～14:00 (私立1カ所) 月～金 7:30～18:00 土 7:30～14:00 4. 入所基準 (1) 外で働いている方 (2) 内職をしている方 (3) 親のいない家庭 (4) 親が出産前後、病気等の方 (5) 病人等の看護をしている方 (6) 家庭の災害の場合 5. 延長保育 ・全園で実施 ・利用料は利用実績に関らず、 17時から18時までは月額2,000円 17時から19時までは月額3,000円 6. 保育料等の徴収方法 集金袋での集金	1. 保育所数及び定員 ・公立 8カ所 定員930人 2. 保育料 別添資料3 3. 保育時間 (公立3カ所) 月～金 7:30～18:30 土 7:30～13:00 (公立5カ所) 月～金 8:00～17:15 土 8:00～13:00 4. 入所基準 (1) 外で働いている方 (2) 内職をしている方 (3) 自営業を営む方（手伝いを含む） (4) 農業を営む方（手伝いを含む） (5) 出産前後の方 (6) 病気で治療中の方（通院・入院） (7) 障害のある方 (8) 家族の病人等の看護に当たっている方 5. 延長保育 ・公立3カ所で実施 ・利用料は利用実績に関らず、 月額1,000円 6. 保育料等の徴収方法 原則、口座振替	合併時に一宮市の事業に合わせる。  ①保育料については、一宮市の保育料に合わせる。ただし、木曾川町については経過措置として17年度から19年度にかけての3年間で階層間の増額分を段階的に調整する。 (別添資料5) ②保育時間については、市民サービスの観点から公立の保育所について尾西市、木曾川町の保育時間を見直し、一宮市の制度に合わせる。 ③延長保育の利用料については、利用実績1回につき100円徴収の一宮市方式とする。 ④尾西市の現金徴収方式を見直し、口座振替とする。

木曾川町保育料調整案1 (H17~H19)

別添資料5

所得税及び市町村民税 の課税額等による区分		階層 区分	3歳未満児			一宮市階 層①	現状の平 均	算定額 ②	②-①	17年度案	17年度保 育料収入 見込額	17年度調 整金額 (案)	18年度案	18年度保 育料収入 見込額	18年度調 整金額 (案)	19年度案	19年度保 育料収入 見込額	19年度調 整金額 (案)	20年度案	20年度保 育料収入 見込額	
			全額	半額	1/10																
生活保護世帯		A				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前年分 の所得税	非課税世帯	母子・障害者世帯等	B 0	8		0	2,310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		前年度分の市町村民税非課税世帯	B 1	6	3	2,000	3,850	2,000	0	2,000	15,000	0	2,000	15,000	0	2,000	15,000	0	2,000	15,000	
		前年度 分の市 町村民 税	均等割のみ母子・障害者世帯等	C 0			7,600	6,860	6,900	-700	7,600	0	0	7,600	0	0	7,600	0	0	7,600	0
			均等割のみ	C 1	1	4	8,200	6,860	6,900	-1,300	7,700	23,100	-500	7,700	23,100	-500	7,700	23,100	-500	8,200	24,600
			所得割	5,000円未満	C 2	1	1	9,400	8,930	9,000	-400	9,400	14,100	0	9,400	14,100	0	9,400	14,100	0	9,400
	5,000円以上	C 3		3	3	10,800	8,930	9,000	-1,800	10,300	46,350	-500	10,300	46,350	-500	10,300	46,350	-500	10,800	48,600	
	1円以上 3,000円未満		D 1		1	13,000	11,500	11,500	-1,500	12,500	6,250	-500	12,500	6,250	-500	12,500	6,250	-500	13,000	6,500	
	3,000円以上 10,000円未満		D 2	2	2	15,200	11,500	11,500	-3,700	13,700	41,100	-1,500	14,200	42,600	-1,000	14,700	44,100	-500	15,200	45,600	
	10,000円以上 17,000円未満		D 3	2	1	18,000	12,290	12,300	-5,700	15,500	38,750	-2,500	16,000	40,000	-2,000	17,000	42,500	-1,000	18,000	45,000	
	17,000円以上 50,000円未満		D 4	8	6	23,800	15,380	15,400	-8,400	19,800	217,800	-4,000	21,800	239,800	-2,000	22,800	250,800	-1,000	23,800	261,800	
	50,000円以上 80,000円未満		D 5	5	5	29,400	18,990	19,000	-10,400	24,400	183,000	-5,000	25,900	194,250	-3,500	27,400	205,500	-2,000	29,400	220,500	
	80,000円以上 110,000円未満		D 6	13	1	34,500	22,730	22,800	-11,700	29,000	391,500	-5,500	31,000	418,500	-3,500	32,500	438,750	-2,000	34,500	465,750	
110,000円以上 140,000円未満		D 7	12		37,900	26,970	27,000	-10,900	32,900	394,800	-5,000	34,400	412,800	-3,500	35,900	430,800	-2,000	37,900	454,800		
140,000円以上 170,000円未満		D 8	6		40,900	30,000	30,000	-10,900	35,900	215,400	-5,000	37,400	224,400	-3,500	38,900	233,400	-2,000	40,900	245,400		
170,000円以上 200,000円未満		D 9	2	1	43,700	34,270	34,300	-9,400	39,200	98,000	-4,500	40,700	101,750	-3,000	42,200	105,500	-1,500	43,700	109,250		
200,000円以上 290,000円未満		D10	10		44,900	40,640	40,700	-4,200	42,900	429,000	-2,000	42,900	429,000	-2,000	43,900	439,000	-1,000	44,900	449,000		
290,000円以上 510,000円未満		D11	9		45,600	45,520	45,600	0	45,600	410,400	0	45,600	410,400	0	45,600	410,400	0	45,600	410,400		
510,000円以上 円未満		D12	2		45,800	47,080	45,800	0	45,800	91,600	0	45,800	91,600	0	45,800	91,600	0	45,800	91,600		
										計	2,616,150		計	2,709,900		計	2,797,150		計	2,907,900	
										現状の保育料	2,424,010		現状の保育料	2,424,010		現状の保育料	2,424,010		現状の保育料	2,424,010	
										差額	192,140		差額	285,890		差額	373,140		差額	483,890	

木曾川町保育料調整案1 (H17~H19)

所得税及び市町村民税 の課税額等による区分			階層 区分	3歳児			一宮市階 層①	現状の平 均	算定額 ②	②-①	17年度案	17年度保 育料収入 見込額	17年度調 整金額 (案)	18年度案	18年度保 育料収入 見込額	18年度調 整金額 (案)	19年度案	19年度保 育料収入 見込額	19年度調 整金額 (案)	20年度案	20年度保 育料収入 見込額			
				全額	半額	1/10																		
生活保護世帯			A				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
前年 分の 所得 税	非 課 税 世 帯	母子・障害者世帯等	B 0	7			0	2,310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		前年度分の市町村民税非課税世帯		B 1	8	1		1,400	3,020	1,400	0	1,400	11,900	0	1,400	11,900	0	1,400	11,900	0	1,400	11,900	0	
		前年度 分の市 町村民 税	均等割のみ母子・障害者世帯等	C 0				5,100	5,980	5,100	0	5,100	0	0	5,100	0	0	5,100	0	0	0	5,100	0	
			均等割のみ	C 1	5	2	1	5,600	5,980	5,600	0	5,600	34,160	0	5,600	34,160	0	5,600	34,160	0	5,600	34,160	0	
			所得割	5,000円未満	C 2	1	1		6,800	7,530	6,800	0	6,800	10,200	0	6,800	10,200	0	6,800	10,200	0	6,800	10,200	0
				5,000円以上	C 3	12	4		8,400	7,530	7,600	-800	8,400	117,600	0	8,400	117,600	0	8,400	117,600	0	8,400	117,600	0
	1円以上 3,000円未満		D 1	3			10,300	9,740	9,800	-500	10,300	30,900	0	10,300	30,900	0	10,300	30,900	0	10,300	30,900	0		
	3,000円以上 10,000円未満		D 2	2	3		12,000	9,740	9,800	-2,200	11,000	38,500	-1,000	11,000	38,500	-1,000	11,500	40,250	-500	12,000	42,000	-500		
	10,000円以上 17,000円未満		D 3	6	1		14,600	10,250	10,300	-4,300	12,600	81,900	-2,000	13,600	88,400	-1,000	14,100	91,650	-500	14,600	94,900	-500		
	17,000円以上 50,000円未満		D 4	28	6		17,400	12,170	12,200	-5,200	14,900	461,900	-2,500	15,400	477,400	-2,000	16,400	508,400	-1,000	17,400	539,400	-1,000		
	50,000円以上 80,000円未満		D 5	28	9		19,200	14,190	14,200	-5,000	16,700	542,750	-2,500	17,200	559,000	-2,000	18,200	591,500	-1,000	19,200	624,000	-1,000		
	80,000円以上 110,000円未満		D 6	32	2		20,300	15,390	15,400	-4,900	18,300	603,900	-2,000	19,300	636,900	-1,000	19,800	653,400	-500	20,300	669,900	-500		
110,000円以上 140,000円未満		D 7	22	2		21,700	16,430	16,500	-5,200	19,200	441,600	-2,500	19,700	453,100	-2,000	20,700	476,100	-1,000	21,700	499,100	-1,000			
140,000円以上 170,000円未満		D 8	14			21,800	17,390	17,400	-4,400	19,800	277,200	-2,000	20,800	291,200	-1,000	21,300	298,200	-500	21,800	305,200	-500			
170,000円以上 200,000円未満		D 9	14	1		21,800	18,700	18,700	-3,100	20,300	294,350	-1,500	20,800	301,600	-1,000	21,300	308,850	-500	21,800	316,100	-500			
200,000円以上 290,000円未満		D10	18	2		22,000	19,740	19,800	-2,200	21,000	399,000	-1,000	21,000	399,000	-1,000	21,500	408,500	-500	22,000	418,000	-500			
290,000円以上 510,000円未満		D11	14	1		22,000	19,970	20,000	-2,000	21,000	304,500	-1,000	21,000	304,500	-1,000	21,500	311,750	-500	22,000	319,000	-500			
510,000円以上 円未満		D12	5			22,000	19,970	20,000	-2,000	21,000	105,000	-1,000	21,000	105,000	-1,000	21,500	107,500	-500	22,000	110,000	-500			
											計	3,755,360		計	3,859,360		計	4,000,860		計	4,142,360			
											現状の保育料	3,404,140		現状の保育料	3,404,140		現状の保育料	3,404,140		現状の保育料	3,404,140			
											差額	351,220		差額	455,220		差額	596,720		差額	738,220			

木曾川町保育料調整案1 (H17~H19)

所得税及び市町村民税 の課税額等による区分		階層 区分	4歳以上児			一宮市階 層①	現状の平 均	算定額 ②	②-①	17年度案	17年度保 育料収入 見込額	17年度調 整金額 (案)	18年度案	18年度保 育料収入 見込額	18年度調 整金額 (案)	19年度案	19年度保 育料収入 見込額	19年度調 整金額 (案)	20年度案	20年度保 育料収入 見込額		
			全額	半額	1/10																	
生活保護世帯		A				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
前年分の所得税	非課税世帯	母子・障害者世帯等	B 0	23	1		0	2,310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		前年度分の市町村民税非課税世帯	B 1	16			1,400	3,020	1,400	0	1,400	22,400	0	1,400	22,400	0	1,400	22,400	0	1,400	22,400	
		前年度分の市町村民税	均等割のみ母子・障害者世帯等	C 0				5,100	5,980	5,100	0	5,100	0	0	5,100	0	0	5,100	0	0	5,100	0
			均等割のみ	C 1	19	2		5,600	5,980	5,600	0	5,600	112,000	0	5,600	112,000	0	5,600	112,000	0	5,600	112,000
			所得割	5,000円未満	C 2	10			6,800	7,530	6,800	0	6,800	68,000	0	6,800	68,000	0	6,800	68,000	0	6,800
	5,000円以上	C 3		20			8,400	7,530	7,600	-800	8,400	168,000	0	8,400	168,000	0	8,400	168,000	0	8,400	168,000	
	1円以上 3,000円未満		D 1	5			10,300	9,740	9,800	-500	10,300	51,500	0	10,300	51,500	0	10,300	51,500	0	10,300	51,500	
	3,000円以上 10,000円未満		D 2	18	1		12,000	9,740	9,800	-2,200	11,000	203,500	-1,000	11,000	203,500	-1,000	11,500	212,750	-500	12,000	222,000	
	10,000円以上 17,000円未満		D 3	10			14,600	10,250	10,300	-4,300	12,600	126,000	-2,000	13,600	136,000	-1,000	14,100	141,000	-500	14,600	146,000	
	17,000円以上 50,000円未満		D 4	61	4		16,600	11,750	11,800	-4,800	14,600	919,800	-2,000	15,600	982,800	-1,000	16,100	1,014,300	-500	16,600	1,045,800	
	50,000円以上 80,000円未満		D 5	55	1		17,600	13,250	13,300	-4,300	15,600	865,800	-2,000	16,600	921,300	-1,000	17,100	949,050	-500	17,600	976,800	
	80,000円以上 110,000円未満		D 6	45	20	1	18,700	14,340	14,400	-4,300	16,700	920,170	-2,000	17,700	975,270	-1,000	18,200	1,002,820	-500	18,700	1,030,370	
110,000円以上 140,000円未満		D 7	28	7		20,100	15,390	15,400	-4,700	18,100	570,150	-2,000	19,100	601,650	-1,000	19,600	617,400	-500	20,100	633,150		
140,000円以上 170,000円未満		D 8	34	5		20,200	16,400	16,400	-3,800	18,700	682,550	-1,500	19,200	700,800	-1,000	19,700	719,050	-500	20,200	737,300		
170,000円以上 200,000円未満		D 9	23	2	1	20,200	17,410	17,500	-2,700	19,200	462,720	-1,000	19,200	462,720	-1,000	19,700	474,770	-500	20,200	486,820		
200,000円以上 290,000円未満		D10	22	7		20,400	17,990	18,000	-2,400	19,400	494,700	-1,000	19,400	494,700	-1,000	19,900	507,450	-500	20,400	520,200		
290,000円以上 510,000円未満		D11	22	5		20,400	18,100	18,100	-2,300	19,400	475,300	-1,000	19,400	475,300	-1,000	19,900	487,550	-500	20,400	499,800		
510,000円以上 円未満		D12	13	1		20,400	18,100	18,100	-2,300	19,400	261,900	-1,000	19,400	261,900	-1,000	19,900	268,650	-500	20,400	275,400		
										計	6,404,490		計	6,637,840		計	6,816,690		計	6,995,540		
										現状の保育料	5,740,870		現状の保育料	5,740,870		現状の保育料	5,740,870		現状の保育料	5,740,870		
										差額	663,620		差額	896,970		差額	1,075,820		差額	1,254,670		

	H17	H18	H19	H20
保育料見込額	12,776,000	13,207,100	13,614,700	14,045,800
現状の保育料	11,569,020	11,569,020	11,569,020	11,569,020
4 差額	1,206,980	1,638,080	2,045,680	2,476,780



木曾川町保育料調整案2 (H17~H19)

別添資料5

所得税及び市町村民税 の課税額等による区分		階層 区分	3歳未満児			一宮市階層 ①	現状の平均	算定額 ②	②-①	17年度案	17年度保 育料収入見 込額	17年度調 整金額 (案)	18年度案	18年度保 育料収入見 込額	18年度調 整金額 (案)	19年度案	19年度保 育料収入見 込額	19年度調 整金額 (案)	20年度案	20年度保 育料収入見 込額		
			全額	半額	1/10																	
生活保護世帯		A				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
前年分の 所得税	非課税世帯	母子・障害者世帯等	B 0	8			0	2,310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		前年度分の市町村民税非課税世帯	B 1	6	3		2,000	3,850	2,000	0	2,000	15,000	0	2,000	15,000	0	2,000	15,000	0	2,000	15,000	
	前年度分の市町村民税	均等割のみ	均等割のみ母子・障害者世帯等	C 0				7,600	6,860	6,900	-700	7,100	0	-500	7,300	0	-300	7,500	0	-100	7,600	0
			均等割のみ	C 1	1	4		8,200	6,860	6,900	-1,300	7,300	21,900	-900	7,600	22,800	-600	7,900	23,700	-300	8,200	24,600
		所得割	5,000円未満	C 2	1	1		9,400	8,930	9,000	-400	9,100	13,650	-300	9,200	13,800	-200	9,300	13,950	-100	9,400	14,100
			5,000円以上	C 3	3	3		10,800	8,930	9,000	-1,800	9,500	42,750	-1,300	10,000	45,000	-800	10,400	46,800	-400	10,800	48,600
		課税世帯	1円以上 3,000円未満	D 1		1		13,000	11,500	11,500	-1,500	11,900	5,950	-1,100	12,300	6,150	-700	12,700	6,350	-300	13,000	6,500
	3,000円以上 10,000円未満		D 2	2	2		15,200	11,500	11,500	-3,700	12,500	37,500	-2,700	13,400	40,200	-1,800	14,300	42,900	-900	15,200	45,600	
	10,000円以上 17,000円未満		D 3	2	1		18,000	12,290	12,300	-5,700	13,800	34,500	-4,200	15,200	38,000	-2,800	16,600	41,500	-1,400	18,000	45,000	
	17,000円以上 50,000円未満		D 4	8	6		23,800	15,380	15,400	-8,400	17,500	192,500	-6,300	19,600	215,600	-4,200	21,700	238,700	-2,100	23,800	261,800	
	50,000円以上 80,000円未満		D 5	5	5		29,400	18,990	19,000	-10,400	21,600	162,000	-7,800	24,200	181,500	-5,200	26,800	201,000	-2,600	29,400	220,500	
	80,000円以上 110,000円未満		D 6	13	1		34,500	22,730	22,800	-11,700	25,800	348,300	-8,700	28,700	387,450	-5,800	31,600	426,600	-2,900	34,500	465,750	
	110,000円以上 140,000円未満		D 7	12			37,900	26,970	27,000	-10,900	29,800	357,600	-8,100	32,500	390,000	-5,400	35,200	422,400	-2,700	37,900	454,800	
140,000円以上 170,000円未満	D 8		6			40,900	30,000	30,000	-10,900	32,800	196,800	-8,100	35,500	213,000	-5,400	38,200	229,200	-2,700	40,900	245,400		
170,000円以上 200,000円未満	D 9		2	1		43,700	34,270	34,300	-9,400	36,700	91,750	-7,000	39,100	97,750	-4,600	41,400	103,500	-2,300	43,700	109,250		
200,000円以上 290,000円未満	D10		10			44,900	40,640	40,700	-4,200	41,800	418,000	-3,100	42,900	429,000	-2,000	43,900	439,000	-1,000	44,900	449,000		
290,000円以上 510,000円未満	D11		9			45,600	45,520	45,600	0	45,600	410,400	0	45,600	410,400	0	45,600	410,400	0	45,600	410,400		
510,000円以上 円未満	D12		2			45,800	47,080	45,800	0	45,800	91,600	0	45,800	91,600	0	45,800	91,600	0	45,800	91,600		
										計	2,440,200		計	2,597,250		計	2,752,600		計	2,907,900		
										現状の保育料	2,424,010		現状の保育料	2,424,010		現状の保育料	2,424,010		現状の保育料	2,424,010		
										差額	16,190		差額	173,240		差額	328,590		差額	483,890		

木曾川町保育料調整案2 (H17~H19)

所得税及び市町村民税 の課税額等による区分		階層 区分	3歳児			一宮市階層 ①	現状の平均	算定額 ②	②-①	17年度案	17年度保 育料収入見 込額	17年度調 整金額 (案)	18年度案	18年度保 育料収入見 込額	18年度調 整金額 (案)	19年度案	19年度保 育料収入見 込額	19年度調 整金額 (案)	20年度案	20年度保 育料収入見 込額		
			全額	半額	1/10																	
生活保護世帯		A				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
前年分の 所得税	非課税世帯	母子・障害者世帯等	B 0	7			0	2,310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		前年度分の市町村民税非課税世帯	B 1	8	1		1,400	3,020	1,400	0	1,400	11,900	0	1,400	11,900	0	1,400	11,900	0	1,400	11,900	
	前年度分の市 町村民 税	均等割のみ 母子・障害者世帯等	C 0				5,100	5,980	5,100	0	5,100	0	0	5,100	0	0	5,100	0	0	5,100	0	
			C 1	5	2	1	5,600	5,980	5,600	0	5,600	34,160	0	5,600	34,160	0	5,600	34,160	0	5,600	34,160	
		所得割	5,000円未満	C 2	1	1		6,800	7,530	6,800	0	6,800	10,200	0	6,800	10,200	0	6,800	10,200	0	6,800	10,200
			5,000円以上	C 3	12	4		8,400	7,530	7,600	-800	7,800	109,200	-600	8,000	112,000	-400	8,200	114,800	-200	8,400	117,600
	課税世帯	1円以上 3,000円未満	D 1	3			10,300	9,740	9,800	-500	10,000	30,000	-300	10,100	30,300	-200	10,200	30,600	-100	10,300	30,900	
		3,000円以上 10,000円未満	D 2	2	3		12,000	9,740	9,800	-2,200	10,400	36,400	-1,600	11,000	38,500	-1,000	11,500	40,250	-500	12,000	42,000	
		10,000円以上 17,000円未満	D 3	6	1		14,600	10,250	10,300	-4,300	11,400	74,100	-3,200	12,500	81,250	-2,100	13,600	88,400	-1,000	14,600	94,900	
		17,000円以上 50,000円未満	D 4	28	6		17,400	12,170	12,200	-5,200	13,500	418,500	-3,900	14,800	458,800	-2,600	16,100	499,100	-1,300	17,400	539,400	
		50,000円以上 80,000円未満	D 5	28	9		19,200	14,190	14,200	-5,000	15,500	503,750	-3,700	16,800	546,000	-2,400	18,000	585,000	-1,200	19,200	624,000	
		80,000円以上 110,000円未満	D 6	32	2		20,300	15,390	15,400	-4,900	16,700	551,100	-3,600	17,900	590,700	-2,400	19,100	630,300	-1,200	20,300	669,900	
110,000円以上 140,000円未満		D 7	22	2		21,700	16,430	16,500	-5,200	17,800	409,400	-3,900	19,100	439,300	-2,600	20,400	469,200	-1,300	21,700	499,100		
140,000円以上 170,000円未満		D 8	14			21,800	17,390	17,400	-4,400	18,500	259,000	-3,300	19,600	274,400	-2,200	20,700	289,800	-1,100	21,800	305,200		
170,000円以上 200,000円未満		D 9	14	1		21,800	18,700	18,700	-3,100	19,500	282,750	-2,300	20,300	294,350	-1,500	21,100	305,950	-700	21,800	316,100		
200,000円以上 290,000円未満		D10	18	2		22,000	19,740	19,800	-2,200	20,400	387,600	-1,600	21,000	399,000	-1,000	21,500	408,500	-500	22,000	418,000		
290,000円以上 510,000円未満	D11	14	1		22,000	19,970	20,000	-2,000	20,500	297,250	-1,500	21,000	304,500	-1,000	21,500	311,750	-500	22,000	319,000			
510,000円以上 円未満	D12	5			22,000	19,970	20,000	-2,000	20,500	102,500	-1,500	21,000	105,000	-1,000	21,500	107,500	-500	22,000	110,000			
										計	3,517,810		計	3,730,360		計	3,937,410		計	4,142,360		
										現状の保育料	3,404,140		現状の保育料	3,404,140		現状の保育料	3,404,140		現状の保育料	3,404,140		
										差額	113,670		差額	326,220		差額	533,270		差額	738,220		

木曾川町保育料調整案2 (H17~H19)

所得税及び市町村民税 の課税額等による区分		階層 区分	4歳以上児			一宮市階層 ①	現状の平均	算定額 ②	②-①	17年度案	17年度保 育料収入見 込額	17年度調 整金額 (案)	18年度案	18年度保 育料収入見 込額	18年度調 整金額 (案)	19年度案	19年度保 育料収入見 込額	19年度調 整金額 (案)	20年度案	20年度保 育料収入見 込額		
			全額	半額	1/10																	
生活保護世帯		A				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
前年分の 所得税	非課税世帯	母子・障害者世帯等	B 0	23	1		0	2,310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		前年度分の市町村民税非課税世帯	B 1	16			1,400	3,020	1,400	0	1,400	22,400	0	1,400	22,400	0	1,400	22,400	0	1,400	22,400	
	前年度分の市 町村民 税	均等割のみ母子・障害者世帯等	C 0				5,100	5,980	5,100	0	5,100	0	0	5,100	0	0	5,100	0	0	5,100	0	
		均等割のみ	C 1	19	2		5,600	5,980	5,600	0	5,600	112,000	0	5,600	112,000	0	5,600	112,000	0	5,600	112,000	
		所得割	5,000円未満	C 2	10			6,800	7,530	6,800	0	6,800	68,000	0	6,800	68,000	0	6,800	68,000	0	6,800	68,000
			5,000円以上	C 3	20			8,400	7,530	7,600	-800	7,800	156,000	-600	8,000	160,000	-400	8,200	164,000	-200	8,400	168,000
		課税世帯	1円以上 3,000円未満	D 1	5			10,300	9,740	9,800	-500	10,000	50,000	-300	10,100	50,500	-200	10,200	51,000	-100	10,300	51,500
	3,000円以上 10,000円未満	D 2	18	1			12,000	9,740	9,800	-2,200	10,400	192,400	-1,600	11,000	203,500	-1,000	11,500	212,750	-500	12,000	222,000	
	10,000円以上 17,000円未満	D 3	10				14,600	10,250	10,300	-4,300	11,400	114,000	-3,200	12,500	125,000	-2,100	13,600	136,000	-1,000	14,600	146,000	
	17,000円以上 50,000円未満	D 4	61	4			16,600	11,750	11,800	-4,800	13,000	819,000	-3,600	14,200	894,600	-2,400	15,400	970,200	-1,200	16,600	1,045,800	
	50,000円以上 80,000円未満	D 5	55	1			17,600	13,250	13,300	-4,300	14,400	799,200	-3,200	15,500	860,250	-2,100	16,600	921,300	-1,000	17,600	976,800	
	80,000円以上 110,000円未満	D 6	45	20	1		18,700	14,340	14,400	-4,300	15,500	854,050	-3,200	16,600	914,660	-2,100	17,700	975,270	-1,000	18,700	1,030,370	
	110,000円以上 140,000円未満	D 7	28	7			20,100	15,390	15,400	-4,700	16,600	522,900	-3,500	17,800	560,700	-2,300	19,000	598,500	-1,100	20,100	633,150	
140,000円以上 170,000円未満	D 8	34	5			20,200	16,400	16,400	-3,800	17,400	635,100	-2,800	18,400	671,600	-1,800	19,300	704,450	-900	20,200	737,300		
170,000円以上 200,000円未満	D 9	23	2	1		20,200	17,410	17,500	-2,700	18,200	438,620	-2,000	18,900	455,490	-1,300	19,600	472,360	-600	20,200	486,820		
200,000円以上 290,000円未満	D10	22	7			20,400	17,990	18,000	-2,400	18,600	474,300	-1,800	19,200	489,600	-1,200	19,800	504,900	-600	20,400	520,200		
290,000円以上 510,000円未満	D11	22	5			20,400	18,100	18,100	-2,300	18,700	458,150	-1,700	19,300	472,850	-1,100	19,900	487,550	-500	20,400	499,800		
510,000円以上 円未満	D12	13	1			20,400	18,100	18,100	-2,300	18,700	252,450	-1,700	19,300	260,550	-1,100	19,900	268,650	-500	20,400	275,400		
										計	5,968,570		計	6,321,700		計	6,669,330		計	6,995,540		
										現状の保育料	5,740,870		現状の保育料	5,740,870		現状の保育料	5,740,870		現状の保育料	5,740,870		
										差額	227,700		差額	580,830		差額	928,460		差額	1,254,670		

	H17	H18	H19	H20
保育料見込額	11,926,580	12,649,310	13,359,340	14,045,800
現状の保育料	11,569,020	11,569,020	11,569,020	11,569,020
差額	357,560	1,080,290	1,790,320	2,476,780

協 議 附 属 資 料

<協議厚生第17号 16 公共的団体等の取扱い>

平成15年12月18日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会  
厚生小委員会

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	公共的団体等の取扱い		
調整方針(案)	公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。 (1) 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。 (2) 2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。 (3) 独自の団体は、現行のとおりとする。		
項 目	一宮市	尾西市	木曾川町
福 祉	一宮市民生児童委員協議会	尾西市民生委員協議会	木曾川町民生委員児童委員協議会
	一宮保護区保護司会一宮支部	一宮保護区保護司会尾西支部	一宮保護区保護司会木曾川支部
	一宮市更生保護女性会	尾西市更生保護女性会	木曾川町更生保護婦人会
	一宮市社会福祉協議会	尾西市社会福祉協議会	木曾川町社会福祉協議会
	一宮市社会福祉事業団		
	一宮市戦災遺族会		
	一宮市遺族会連合会	尾西市遺族会	木曾川町遺族会
	一宮市英霊戦災死没者奉賛会		木曾川町護国神社奉賛会
	一宮市傷痍軍人会	尾西市傷痍軍人会	木曾川町傷痍軍人会
	一宮市傷痍軍人妻の会		木曾川町傷痍軍人妻の会
	一宮市原爆被災者の会	尾西市被爆者友の会	一宮地区原爆被災者の会
	一宮市身体障害者福祉協会	尾西市身体障害者福祉会	身体障害者福祉連合会
	一宮市視覚障害者福祉協会		
	一宮市聴覚障害者協会		
	一宮市手をつなぐ親の会		ねっこの会
	尾張地区聴覚障害者後援会		
	精神障害者尾張地域家族会	精神障害者尾張地域家族会	精神障害者尾張地域家族会
	一宮市肢体不自由児者父母の会		
	一宮市シルバー人材センター	尾西市シルバー人材センター	木曾川町シルバー人材センター
	一宮市老人クラブ連合会	尾西市老人クラブ連合会	木曾川町老人クラブ連合会
	一宮市児童育成連絡協議会	尾西市子ども会育成連絡協議会	木曾川町子ども会連絡協議会
	一宮市母子寡婦福祉会	尾西市白ゆり福祉会	木曾川町母子福祉会
	日本赤十字社一宮市地区	日本赤十字社尾西市地区	日本赤十字社木曾川町分区
	一宮市地区献血推進協議会		
	一宮市赤十字奉仕団	日赤尾西市地区奉仕団	
	愛知県共同募金会一宮市共同募金委員会	愛知県共同募金会尾西市共同募金委員会	愛知県共同募金会木曾川町共同募金委員会
一宮市介護サービス事業者連絡協議会	尾西市介護サービス事業者連絡会		

## 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一宮市	尾西市	木曾川町
福 祉	一宮市居宅介護支援事業者連絡会		木曾川町介護支援専門員連絡会議 木曾川町地域福祉ネットワーク会議
健 康	一宮市医師会	尾西市医師会	葉栗郡医師会
	一宮歯科医師会	愛知県歯科医師会中島支部尾西歯科医会	一宮歯科医師会
	一宮地区薬剤師会	一宮地区薬剤師会（尾西支部）	一宮地区薬剤師会
	一宮助産師会		一宮助産師会
	一宮鍼灸按師会		
	愛知県柔道整復師会一宮支部	愛知県柔道整復師会一宮支部	愛知県柔道整復師会一宮支部 木曾川町健康づくり食生活改善協議会

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	公共的団体等の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	廿日市市	H15. 3. 1	<p>公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 3市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 3市町村独自の団体は、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 統合に時間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。</p>
	静岡市	H15. 4. 1	<p>新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。</p>
	山県市	H15. 4. 1	<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。</p> <p>(3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	公共的団体等の取扱い
関係法令	<p>◎市町村の合併の特例に関する法律(抄)                      (国、都道府県等の協力等)  <b>第16条</b>                      1～6 《略》                      7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。                      8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p> <p>◎地方自治法(抄)                      (公共的団体等の監督)  <b>第157条</b> 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。                      2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。                      3 《略》                      4 《略》</p>
備考	<p><b>【公共的団体等】</b></p> <p>「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。                      (行政実例 昭和24年1月13日)</p> <p>「公共的団体等」とは、公共的団体等の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときにはもちろん、たとえ公共的団体等の主たる事務所はほかの地方公共団体の区域内にあっても、その支部なり、出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共団体の区域内において行われているというようなものも含まれると解するのが妥当。                      (学説「逐条地方自治法」)</p>